

綾瀬市自治基本条例策定検討委員会だより



第2号

発行日 平成18年10月31日

□ 編集・発行：綾瀬市自治基本条例策定検討委員会事務局〔綾瀬市企画部企画課自治交流担当内〕

綾瀬市早川550 TEL: 70-5686 (直通) FAX: 70-5701 E-Mail: su1110@city.ayase.kanagawa.jp

「自治基本条例」って 本当に必要なの？



「策定着手記念講演会」よ
り抜粋〔7月15日開催〕

今まではなくて済んでいたから、自治基本条例はいらないという考え方の人もいます。それはそれで一つの見識だと思いますが、世の中は変わって、暮らし方も変わっていきます。今までなくて済んでいたものが必要になるということ、或いは今までそれがあってもっと違う暮らしになっていたのに、ということがあり得るのです。市長や議員が替わっても方針が右往左往しないで、半恒久的に使っていけるような一定のルールをつくっておく、自分たちでまちのことを決めるというルールを自分たちで定めて自分たちで守ろうという、これは考えてみると自治の基本的なところですよ。

今まで地方自治といわれているのは、ひょっとしたら市民がすることではなくて、市役所、市の職員、市長さん、議員さんがすることであり、さらには県会議員や国会議員、総務省とか自治省とかが決めることであったというような、まち

の外にいる人がまちの中のことを決めてきたというのが、少なくとも日本は120年ぐらい続いてきました。

今まで地方自治体の仕事の7割ぐらいが国の仕事だったと言われています。自治体と言いながら実は国の下請け仕事だったのです。ところがこれが逆転しました。地方分権一括法によって、自治事務というのが7割ぐらいに増えました。今その比率が逆転して自分たちの自治事務が7、8割になったときに、初めて市役所が市民に顔を向けて市民のものになりました。その時に、次の段階として市役所と市民が、どうやって一緒にこのまちを運営していくのかというルールが、実は何処にもないということに気が付いたのです。憲法や地方自治法があるじゃないかという人がいますが、憲法はおもに全国レベルで国民と国の関係を規律しています。自治体と市民が契約を交わす信託の文章が実はないのです。戦後60年間もなくて済んできたんじゃないかという人がいますが、役所による自治という、従来型の古いタイプの自治を卒業して、本来の地方自治を自分達の手に入れたいという思いが、全国100近くの自治体で自治基本条例をつくらせているのだと思います。それを自分たちでつくらなかつたら、永遠に存在しないのです。契約文書なのですから、行政がつくってはだめなのです。市民が、契約者が、当事者がつくらなければならないのです。

〔作新学院大学 総合政策学部 沼田教授 基調講演抜粋：青（太）字は委員会で付けました。〕

【委員会検討過程】

市民が自治をすることが何故必要かという共通認識を持ちます【現状】。

どういう状態になったら綾瀬市で自治ができたといえるのかを考えます【理念】。

現状と理念の落差を埋めるにはどうしたらよいかというのを考えます。



条例案を市民の皆さんと検討します。

〔 第3回 策定検討委員会 から 〕

— 沼田委員 グループ討議のまとめ —

【平成18年9月30日(月)開催】

■ 参加の時代といわれているが、むしろ不参加が拡大している。これも重要な問題である。市民参加という「うたい文句」はあるが、参加がいわれていない時代の方が参加に熱心だったのではないかと、実は当の市民が参加に不熱心なのではないかという状態をどうするのか。

■ 議会による自治、行政による自治を「市民による自治」に変えていくのはどうするのか。これもこれから考えなくてはならないことだと思う。

■ (グループ討議が) 僅か2回目でテーマが深まり、ほぼ論点が出揃い始めていることには驚いている。私が最初に言った、事業団体と自治団体の2つの性格があるということを、皆さんに聞いていただいたようである。事業団体を考えることから自治団体を考えることに軸足を移し始めているように感じた。

■ 今後は「自分が自治をする場合にはどうするか」を考えてほしい。今までの話は一般的な視点で、自分以外の誰かが自治をすることを考えていたと思う。自分自身が綾瀬市民として自治をする場合、どこが問題なのか、何が足りないのか、どうあるべきなのかを、自分だけを主語にして一度考えてほしい。それを他の人のイメージと付き合わせながら、イメージを組み立てていくと、また違う展望が見えてくる。いつかそういうことも論じてみると良い。



第5回 委員会を10月30日に開催しました。内容については、次号又は市ホームページでお知らせします。11月は、13日(月)と27日(月)に開催予定です。傍聴も可能ですので、事務局(企画課)までお知らせください。

〔 第4回 策定検討委員会 から 〕

— 田中FT グループ討議を受けて —

【平成18年10月16日(月)開催】

最近、地域福祉保健計画という、地域の課題は地域で解決するという計画を国の指令で全国がつくった。また、最近は子育て支援が盛んで、子供を遊ばせるという意味ではなくて、悩みを抱えて本当に困っている母子を救うために作られているのが子育て支援センターである。両方に共通して私が感じているのは、自分の住んでいる地域では悩みもなくちゃんとやっていると胸を張っていて、自分の地域ではないところに行って相談をするということである。要支援の高齢者も、近所には面子があって言えないから、離れたところのケア施設に行って相談をする。そういうケースが増えている。

近隣とは何だろうという話が出た。近隣と

いうのは、すぐそばにいますから、困っていれば手を差し伸べられる関係であったはずなのに、今はそういうことを自らも拒否する。周りも抑

制するようなことが起きている。そういうことが、これから地域の自治を考えるときに大事になってくると思う。

沼田先生が言われたように、最近、地域に退職者が増えている。私の恩師が退職して、散歩中に公園で休んでいると、何人か通り過ぎた後に警察官が来るそうである。不審者と見られているようだ。それだけ地域に知られていないということである。

先ほど、補助金の話が出された。新聞に、行政のマネジメントがうまくいっている役所を採点した結果が載っていた(対象:人口10万人以上:278市区)。第1位が八王子、沼田先生の関わられた練馬が3位だったと思う。1位の八王子は、大胆に補助金を見直した市である。それが要因かどうかはわからないが、調査市区の内の1位であるから、すごいことである。